

新宿区教育委員会会議録

平成19年第1回臨時会

平成19年3月28日

新宿区教育委員会

平成19年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成19年3月28日(水)

開会 午後2時03分

閉会 午後2時50分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者	熊谷洋一	委員	木島富士雄
委員	白井裕子	教育長	金子良江

欠席者

委員長 内藤頼誼

説明のため出席した者の職氏名

次長	今野隆	中央図書館長	小柳俊彦
教育政策課長	渡部優子	教育指導課長	木下川肇
教育環境整備課長	小池勇士	学校運営課長	杉原純
副参事	山田秀之	生涯学習振興課長	本間正己
生涯学習財団担当課長	小野寺孝次		

書記

教育政策課管理係長	久澄聰志	教育政策課管理係主査	伊丹昌広
-----------	------	------------	------

教育政策課管理係 岩崎鉄次郎

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 37号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 38号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 39号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 40号 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 41号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 42号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第 43号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第 44号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 議案第 45号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 10 議案第 46号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 11 議案第 47号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 日程第 12 議案第 48号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 13 議案第 49号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 14 議案第 50号 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 15 議案第 51号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 16 議案第 52号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 17 議案第 53号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正
- 日程第 18 議案第 54号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正

報 告

- 1 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について（教育政策課長）
- 2 その他

開 会

熊谷委員長職務代理者 それでは、ただいまから平成19年新宿区教育委員会第 1 回臨時会を開催いたします。

本日の会議には内藤委員長が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

議案第 3 7 号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

熊谷委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第 1 議案第37号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第37号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第37号議案でございます。件名は、「新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

お手元の概要をまず見ていただけますでしょうか。

改正内容が 4 つございまして、1 つ目が新設する職の報酬額を定めるものでございます。内科医甲というものにつきましては、通常幼稚園は内科医乙になってございますけれども、これは愛日中町幼保連携園に該当させまして、乙に加えて新入園児健診だとか四、五歳児グループ前健診、四、五歳児秋の健診を加えたもので、内科医甲を新設して若干その報酬が高くなってございます。

2 つ目の教育行政推進員丙 2 でございますけれども、新たに週24時間勤務の非常勤職員を教育センターに雇用するために新設したものでございます。連携教育推進員ですが、10名を今年度新たに雇い入れましたので、そのための新設でございます。同じく特別支援教育推進員につきましても20名の雇用でございます。

次に、子ども園でございますけれども、子ども園は全く新設でございますので、内科医以下、延長保育補助員まですべて新しく雇用したものでございます。中身につきましては、議案の方の 1 ページ、資料の 1 ページの比較表を見ていただけますでしょうか。報酬額の新旧比較表、これに金額が書いてございます。例えば幼稚園の内科医の甲乙、甲は 2 万 2,900 円、

乙は1万1,800円ということでございます。

また概要に戻りまして、2つ目でございますが、廃止する職を削除すると。子どもの生き方パートナーが退任によって廃止されましたので、この職を削除いたします。

3つ目が特別区人事委員会勧告がマイナス0.41ございましたので、それに基づきまして非常勤職員の報酬額も改定するということでございます。

4つ目が、特別支援学校制度の創設に伴いまして、職名の中の「養護学校」を「特別支援学校」に改めるというものでございます。

新旧比較表をもう一度ごらんください。

1ページと2ページにつきましては、新旧の対照になってございますが、最終的には3枚目、4枚目のところになります。これは非常勤職員が所属する課ごとに整理したものでございまして、これが最終的な形になると。ですから、最初の1ページ、2ページの新旧対照表については参考でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。

白井委員 別にありません。

熊谷委員長職務代理者 それでは、特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第37号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第37号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第38号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第2 議案第38号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第38号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第38号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これにつきましては、議案の方の新旧対照表を見ていただけますでしょうか。

現行では、「その準備」というのが入ってございますけれども、改正案ではそれを除いてございます。あいまいな準備行為というものを削除することによって職員団体の活動を明確にしたというものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いをいたします。

いかがでしょうか。

特に御質問がございませんようですので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第38号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

議案第39号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第3 議案第39号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第39号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第39号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これにつきましては、前回条例で提案させていただきました管理職手当を定率制から定額制に改めることに伴いまして、この規則の改正をするものでございます。

中身については5点ございます。これは概要をごらんください。

1点目は、定率制の算出方法の規定及び再任用短時間勤務職員の管理職手当の額の端数処理の規定を削りまして、管理職手当の額を別表に定めるものでございます。別表につきまし

ては、新旧対照表のところに出てございますので、それを見ていただけますでしょうか。

次に、2つ目でございますけれども、再任用短時間勤務職員について勤務時間に応じた額の算出方法を規定するものでございます。これは定額掛ける40時間で割りまして、例えば20時間の勤務職員ですと、40分の2ということで決めるものでございます。

3つ目が、規定を整備するものでございまして、「月の1日」というのを「月の初日」に改めるものでございます。

4つ目につきましては、別表について、「支給割合」から「支給額」に改正いたしまして再任用職員の区分を加えたものでございます。これも新旧対照表の方に載っております。

5つ目でございますけれども、管理職手当の定額化に伴いまして、平成19年度限りの経過措置を定めるものでございます。これは、平成19年度に限り経過措置を定めて、本則は平成20年度から始まるというものでございます。改正後の定額の手当額に改正前の定率の手当額と改正後の定額の手当額の差額の2分の1を加えているものでございます。これはどういうことかと申しますと、例えば定額が9万1,800円でございます。それに給料の月額が50万の人がいたとしますと、50万掛ける20%、それを定額のものから引きまして、それを半分にすると。ですから、それでその出たものが、例えば9万1,800円の定額で50万円の給料の方は3,600円余分にもらえると。ですから、逆に言うと、これは中位を、ちょうど中間の方を対象にしていますので、もっと下がる方については平成19年度はその分が下がるということになります。

それと、施行日につきましては、平成19年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御質問、御意見がありましたら、どうぞお願いをいたします。

これも定率制から定額制に改めたことによる事務的なその手続ということですので、よろしければ討論及び質疑を終わらせていただきたいと思います。

「議案第39号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第39号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第40号 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の
一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第4 議案第40号 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第40号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第40号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

管理職員特別勤務手当につきましては、休日等に出勤した場合の管理職に対する手当の部分でございます。これは2点、改正点がございます。概要と新旧対照表を見ていただけますでしょうか。

管理職手当の定額化に伴いまして、管理職手当の支給割合による管理職員特別勤務手当の支給区分ができなくなったために、支給区分を「管理職手当の支給割合」から「職」に改めるものでございます。

2つ目が、子ども園の設置に伴いまして、上記1の職に子ども園の園長及び副園長を加えるものでございます。新旧対照表で言いますと、2条のところでは現行が100分の20の1万円、100分の13の7,000円になってございますが、定額制ということに変わりましたものですから、改正案として1万円、7,000円というふうに決めたものでございます。

施行日につきましては、平成19年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 それでは、説明が終わりましたので、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第40号 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第40号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第41号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正す

る規則

議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正す

る規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第5 議案第41号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第6 議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので、一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をすることということでよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 では、議案第41号及び議案第42号を一括して議題といたします。

議案第41号及び議案第42号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第41号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これも4点ございます。

1つ目が、これも規定整備でございますして、職員団体の役員として専ら従事する職員の休職者について期末手当の支給に係る在職期間から休職中の期間を100%除算することを明確にしました。これはもともとそうしてございますけれども、それを規定整備として明確にしたものでございます。

2つ目が、職務職責に応じた職務段階別の加算割合とするために、園長の加算割合を2%増の12%とし、教頭と教諭又は養護教諭の割合を区分として定めたものでございます。これは表がついてございますので、議案の一番最後の資料の表をごらんください。

園長、教頭、教諭とこういう形になってございます。本則が平成21年度でございます。

3つ目でございますけれども、上記2の改正に伴いまして支給割合が変わるものについて平成19年、20年度の経過措置を定める。これもこの表に書いておりましたのでございます。

次、4つ目でございますけれども、新宿区立子ども園の設置に伴いまして、職員の区分に子ども園の園長及び副園長並びに教諭を加えるというものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

次に、42号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これも全くその41号議案と、41号議案が期末手当、42号議案が勤勉手当でございますので、1から4まで全く同じ説明になるわけでございます。

それでは、説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 議案第41号及び議案第42号の説明が終わりました。1件ずつ質疑及

び採決を行いたいと思います。

初めに、「議案第41号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第41号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第41号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

これについても特に御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第42号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第43号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第7 議案第43号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第43号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第43号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましては、概要をごらんください。

新宿区立子ども園の設置に伴いまして、「幼稚園教育職員」の定義に子ども園の園長及び副園長並びに教諭を加えることによって、この職にある者についてこの規則が適用されるようにするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 それでは、施行日、平成19年4月1日で、御質問が特にないよう
ございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第43号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」を、原案の
とおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第43号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第44号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第8 議案第44号 新宿区教育委員会事務局組織規則
の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第44号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第44号議案、件名は「新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規
則」でございます。これも3点ございます。概要と新旧対照表を両方見ていただけますで
しょうか。

1つ目が、学校給食調理の委託校の拡大とか、四谷子ども園の開設に伴う事務増、あるい
は私立幼稚園の事務が総務から教育委員会に移管したこと、それに伴いまして保健給食・幼
稚園係を改正案のとおり、保健給食係と幼稚園係2つに分けて設置するものでございま
す。

次に、2つ目でございますけれども、新宿区立子ども園の設置に伴いまして、「学校職
員」を「学校職員（子ども園の職員を含む。）」、「幼稚園教育職員」を「幼稚園教育職員
（子ども園の教育職員を含む。）」に改めるものでございます。

次に、3つ目でございますけれども、特別支援学校制度の創設に伴いまして、「養護学
校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問があれば、どうぞお願いをい
たします。

特段、御質問、御意見もございませんようですので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第44号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第44号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第45号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第9 議案第45号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第45号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第45号議案でございます。件名は、「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これは概要を見ていただけますでしょうか。

新宿区立子ども園の設置に伴いまして、子ども園の幼稚園教諭の給与関係事務及び福利厚生事務について、今まで教育委員会の職員がすべてそうだったように、同じように事務処理の効率化を図るために総務の職員に補助執行を行っているものでございます。それを今回幼稚園教育職員の給与関係事務及び福利厚生事務に合わせて補助執行を行うものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いをいたします。

白井委員 特にありません。

熊谷委員長職務代理者 特にないということでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第45号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第45号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第46号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第10 議案第46号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第46号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第46号議案、件名は「新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これも2つに分かれていまして、1つ目が特別支援学校制度の創設に伴いまして、「養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

2つ目が、新宿区立子ども園の設置に伴いまして、「幼稚園の教育職員」について「勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する幼稚園教育職員」と定義することによって、この規則の規定を子ども園の教育公務員にも適用させるものでございます。

は「区立幼稚園」に区立子ども園を含むことを定義するものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いをいたします。

木島委員 これも特にないと思います。

熊谷委員長職務代理者 特段、御質問がございませんので、討論及び質疑を終了させていただきます。

「議案第46号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第46号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第47号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第11 議案第47号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第47号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第47号議案、件名は「新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。これは概要と新旧対照表を見ていただけますでしょうか。3点ございます。

1点目が、現行は事業所印、事業所長印の公印管理者のところを、現行は上記事業所の長となっていたものを公印管理者を教育センターの所長ということを確認にするというものでございます。

2点目が、特別支援学校制度の創設に伴いまして、新宿区立学校印の用途欄中「養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

3点目が、新宿区立子ども園の設置に伴いまして、園印、園長印等を新たに定めるものでございます。それにつきましては、資料の中の4ページのところに書いてございます。それと3ページですね、2、3、4と、この中に新たに子ども園の設置に伴う印鑑の定めが書いてございます。

施行日が、平成19年4月1日でございます。

説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いをいたします。

よろしゅうございますか。

これにつきましても、特段の御質問、御意見がございませんので、討論及び質疑を終了させていただきます。

「議案第47号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第47号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第48号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第12 議案第48号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第48号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第48号議案でございます。件名は、「新宿区立学校通学区域に関する規則の

一部を改正する規則」でございます。概要で説明させていただきます。

特別支援学校制度の創設に伴い、「養護学校」を「特別支援学校」に改めるというものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上で終わります。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

白井委員 別にありません。

熊谷委員長職務代理者 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第48号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第48号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第49号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第13 議案第49号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第49号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第49号議案でございます。件名、「新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これは2点ございまして、特別支援学校制度の創設に伴い、「養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

もう一つも同じでございますけれども、これは新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものでございます。中身は同じでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いをいたします。

木島委員 別にありません。

熊谷委員長職務代理者 特に御質問、御異議はございませんようですので、討議及び質疑を終了いたします。

「議案第49号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を、原案の

とおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第50号 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第14 議案第50号 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第50号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第50号、件名は「新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。これも2点ございまして、特別支援教育センターを教育センターに設置するのが1点目、2点目が新宿区立子ども園の設置に伴いまして、施設を使用できるものの範囲に区立子ども園の教職員、園児を加えるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

白井委員 特にありません。

熊谷委員長職務代理者 特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第50号 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第50号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第51号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第15 議案第51号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第51号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第51号議案、件名は「新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。これも概要で説明させていただきますが、特別支援学校制度の創設に伴いまして、「養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

木島委員 特別ございません。

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第51号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第51号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第52号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第16 議案第52号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第52号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第52号議案、件名は「新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これは概要によって1から7まで説明させていただきます。

1つ目が、小学校校庭開放事業の削除でございます。

小学校校庭開放事業、スポーツ交流会事業、子どもの居場所事業を3事業統合いたしまして、地域スポーツ・文化事業としてその他の施設活用により実施することになったために、小学校校庭開放事業を削るものでございます。これはその他の方に全部統合して、これから運用をするということになりますので、そのために削るというものでございます。

2つ目でございますけれども、旧四谷第三小学校の開放に伴う改正でございます。

四谷第三小学校につきましては、統廃合によりまして四谷小学校になったわけでございますけれども、今まで四谷第三小学校を使用していた、体育館を使用していた団体が従来どおり貸してほしいという要望がございました。それを跡活用が決まるまでということで、要望を受け入れたわけでございますけれども、それに伴う改正でございます。

1つ目が、旧四谷第三小学校の体育館について校庭スポーツ開放による活用を実施するため、屋内体育施設登録団体が使用申請できるように改めるものでございます。

2つ目が、校庭スポーツ開放の団体登録証と屋内体育施設利用登録証の相互の見直し規定を新たに追加すると複雑な規則体系となること、校庭スポーツ開放登録団体が現在1件もないことから、校庭スポーツ開放の団体登録制度を廃止し、屋外体育施設の団体登録証との相互の見直し規定を削り、屋外体育施設の登録団体が使用申請できるように改めるものでございます。これにつきましては、通常は学校ごとの施設運営協議会で施設開放の割り振りを決めてございましたけれども、旧四谷第三小学校につきましては、財団の方で登録団体扱いにして使用申請できるように改めるわけでございます。それを屋内体育館で団体登録をしている団体につきましては、四三の体育館を申し込むことができるということでございます。

また、校庭スポーツの団体登録を中止しまして屋内、屋外の2種類に分けて登録するようにしたというものが、この2番でございます。

でございますが、2番の でございます。校庭スポーツ開放の団体登録制度の廃止によりまして、団体登録は体育館等開放だけになるために、総則の章にある団体登録の規定を削るものでございます。

3つ目でございます。運用で実施している事項の規定整備でございます。

今まで、要綱基準ということで運用してございましたけれども、それをすべて規則の条項として定めたものでございます。これは4点でございます。

1点目が、使用承認に必要な使用条件をつけることができるようにするもの。

2つ目が、校庭スポーツ開放の使用対象者を在住者のみでなく在勤者にも広げるもの。

3つ目が、校庭スポーツ開放での施設使用制限を屋外スポーツ施設と統一するもの。

4つ目が、体育館等開放の対象施設に校庭を追加するもの、この4点でございます。

次、4番目でございますけれども、体育館等開放の団体登録要件、有効期間、登録変更届を規定することにいたしました。

5つ目が、体育館の個人使用の使用申請手続につきましては、個人情報 の適正な管理・運

用の点から、名簿に個人情報を記載する方法をやめて利用者証を提示することによって使用承認できるという方法に改めるものでございます。

次、6つ目でございますけれども、その他の施設活用により実施することとなる地域スポーツ・文化事業等の新宿区主催事業について、学校施設開放事業に優先して行えるように規定を設けるものでございます。

7つ目でございます。四谷中学校の夜間照明設備の運用開始に伴いまして、四谷中学校の夜間照明使用料を規定するものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御質問、御意見があれば、お願いしたいと思います。

はい、どうぞ。白井委員、お願いいたします。

白井委員 概要の一番最後の四谷中学校の夜間照明使用料の規定、内容的には別にはないんですが、その表を見ますと、牛込三中が5,000円で、四谷中学校3,000円ということで、1時間の単価が違っているんですが、これはどういう理由なんでしょうか。

生涯学習振興課長 これは1時間当たりの単価が違うのは、それぞれの校庭の面積比にしました。牛込三中の校庭の面積は6,741平方メートル、四谷中学校の校庭面積は4,100平方メートルということで、割合で0.6ということなので、5,000円に0.6を掛けて3,000円ということにいたしました。

白井委員 ありがとうございます。

熊谷委員長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

白井委員 はい。

熊谷委員長職務代理者 それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第52号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第52号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第53号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第17 議案第53号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を議案といたします。

議案第53号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第53号議案、件名は「新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」でございます。概要で説明させていただきます。

新宿区立子ども園の設置に伴いまして、「幼稚園教育職員」について「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例第2条に規定する幼稚園教育職員をいう」と定義することによって、この訓令の規定を子ども園の教育公務員に適用させるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長職務代理者 説明を終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

木島委員 特にありません。

熊谷委員長職務代理者 それでは、特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了させていただきます。

「議案第53号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第53号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第54号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正

熊谷委員長職務代理者 次に、「日程第18 議案第54号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正」を議題といたします。

議案第54号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第54号議案、件名は「新宿区立学校事案決定規程の一部改正」でございます。これも概要で説明させていただきます。3つございます。

1つ目が、新宿区立子ども園の設置に伴いまして、子ども園長、副園長が行う事案の決定手続を定めるものでございます。

2つ目が、子ども園長または副園長の決定すべき事案を別表第2に定めるものでございます。これは後で議案の方を見ていただけますでしょうか。

3つ目は、事案の決定方式、決定関与の方式については、新宿区立学校文書取扱基準で規定することに改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いをいたします。

白井委員 特にありません。

熊谷委員長職務代理者 特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第54号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

議案第54号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について

報告 2 その他

熊谷委員長職務代理者 次に、事務局からの報告をお受けします。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 お手元の報告1をごらんください。

このたび、教育委員会の発令予定ということで表のとおりでございます。

課長級でございますけれども、教育委員会事務局教育指導課長として、東京都教育庁指導部主任指導主事だった副参事の上原一夫が転任いたします。

次に、教育委員会事務局学校運営課長として、福祉部障害者福祉課長の菅波健が異動してまいります。教育委員会事務局副参事、幼保連携子ども園等推進担当として、四谷子ども園開設準備担当の山田秀之が職につきます。教育委員会事務局副参事として、学校適正配置担

当でございますけれども、福祉部の生活福祉課庶務係長の総括係長でございますが、遠藤剛が昇任で異動してまいります。ちなみに今までの指導課長でございます木下川肇につきましては、練馬区立石神井中学校長に転出でございます。学校運営課長であります杉原純につきましては、福祉部障害者福祉課長に異動でございます。

以上でございます。

熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。報告1について御質疑のある方はお願いをいたします。

特にないようでございますので、他に御質問がなければ、本日の日程で報告2となっております、その他となっておりますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

教育政策課長 特にございませんけれども、この際、転出する方からあいさつを受けたいと思いますが、よろしく願いいたします。

熊谷委員長職務代理者 はい、かしこまりました。

それでは、長いことお世話になりました。木下川教育指導課長と、それから杉原学校運営課長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

教育指導課長 それでは失礼させていただきます。

この3年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

力不足で十分にお役に立てたとは思ってはおりませんが、私にとっては大変貴重で思い出に残る3年間でございます。ただいま御紹介がございましたように、以前にありました練馬区、新たに石神井中学校長として参ります。ここでの3年間を十二分に役に立てられるよう努力精進してまいりますし、なお今後ともよろしくお導きをいただきとう存じます。どうもありがとうございました。

熊谷委員長職務代理者 どうも長いこと御苦労さまでした。ありがとうございました。

では、どうぞ杉原課長、お願いいたします。

学校運営課長 では、私からも。

ほんの短い2年間でしたが、ちょうどさまざまな制度の変わり目でございます、学校選択制度や学校給食の委託を進めつつ、ちょうど私が1年目に入りましたときに、幼保一元化の準備担当の副参事という兼務辞令もちょうどいをし、現在は専任の副参事も教育委員会に配属されておりますが、ようやく四谷子ども園が新たに誕生しました。そういう新しい仕組みが動いていくところに立ち会えたことは大変幸いに存じます。力不足で宿題も多々残しながらの異動で、ごくわずかに心残りもございますが、どうもありがとうございました。

熊谷委員長職務代理者 どうもありがとうございました。

両課長のますますのこれからの御発展を祈念させていただきたいと思います。本当に御苦
労さまでした。内藤委員長にかわりまして心から御礼申し上げます。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

熊谷委員長職務代理者 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 0 分閉会